PATENT Attorney®

パテント・アトーニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー

7月1日は弁理士の日

特集

新製品と工業所有権
〔丸いタイヤを四法で守る〕

ヒット商品を支えた特許
谷啓製作所のプルトップ缶

■弁理士解体新書（シリーズ）
■特許庁からのお知らせ
■知的所有権 立見席
■知的所有権 豆知識
■弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌
1998
冬号
1999年・弁理士制度100周年

ヒット商品を支えた特許
谷啓製作所のプルトップ缶
特許第一七六二九四五号

VOL. 8

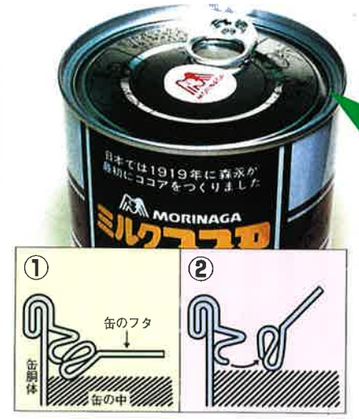

世界を駆けるプルトップ缶

最近の缶はプルトップを引いて缶の上面全体を開けるプルトップ缶が主流だ。缶切りを使わなくてもよいので便利だが、切り口で指を切りそうになったことはないだろうか。何とか指を切らないようにできないものか。谷内啓二氏（谷啓製作所、現社長）はそんなことを思った一人である。谷内氏は若い頃から発明が好きで、現在までに六十件ほどの特許を取得したほどの実力の持ち主である。谷内氏は考えた。切り口が危ないのであれば指が切り口に触れないように隠せばいい。

原理はこうだ。図に示すように、ふたになる円板を全周にわたってジャバラのように折り曲げ、切り口になる部分が折り曲げた湾曲部分で隠れるようにする。原理は簡単だが実際に作ってみるとなかなかうまくいかない。少しでも寸法が狂うと堅くて開けることができない。逆に緩くすると切り口が隠れない。最適な寸法を決めるにはどうすればいいか。某研究所に相談したところ、コンピュータを駆使しても開発は無理だろうというのが回答だった。

しかし谷内氏は諦めることなく、工場にこもり試行錯誤の日々を重ねた。もともと金型の職人である。長年培った自分の勘を頼りに、手作業で千分の一ミリとの戦いを始めたのである。環境への配慮からアルミニウムではなく鉄を材料に選んだことも作業を困難にした。食品の缶詰にも使用できる満足のいくものが完成したとき、研究を始めてから五年が過ぎていた。

苦労して完成したプルトップ缶の発明は弁理士に依頼して特許を取得することができた。また、その後も改良発明をするたびに出願し、途切れることなく自分のアイデアを保護している。日本では大手の製缶業者がシェアを抑えており、このプルトップ缶が採用されるには多くの経済的な問題はあるものの、口コミなどにより徐々に市場に出回りつつある。

また、弁理士の勧めによりアメリカやヨーロッパでも権利化した。日本よりも製造物責任について厳しいアメリカの缶詰メーカーがこの権利に目を付けた。長年にわたる交渉の結果、アメリカでの権利をそのメーカーに譲り渡し、近く実施されることとなった。そのメーカーの製品は日本のみならず世界数十カ国に輸出されており、谷内氏の発明したプルトップ缶が世界を駆けめぐるのもそう遠い先の話ではないだろう。

（取材協力）（有）谷啓製作所及び
代理人 永井利和 弁理士）

知的所有権 豆知識 8

意匠図面

意匠登録出願に際しては、登録を受けたい意匠を表した図面とともに提出しなければなりません。現在、原則として正投象図法により表した六面図（正面図、背面図、平面図、底面図、右左側面図）の提出が義務づけられています。正投象図法は意匠物品の全体を漏れなく表わすことができる利点を持っていますが、輪郭として現れない窪みや膨らみなど、曲線的な形状情報が欠落してしまう可能性があります。また、表現が平面的であるため、立体的な意匠の美観をとらえ難いという欠点も指摘されています。このため、断面図や斜視図も要求される場合も多くあります。

一方、外国の意匠図面はどうでしょう？現在、世界的に提出が認められている意匠図面の主流は斜視図です。審査主義をとる米国、英国、カナダでも、提出される意匠図面の多くは斜視図で表され、多意匠を出願する場合を除いて提出図面数も2～3図程度が普通です。これらの国の意匠制度では、図面により意匠物品の全体を表現する必要はないため、創作した意匠の非特徴的な部分、例えば物品の底面や裏面が現れる図面を提出しない場合も多いのです。

現在、検討されている改正意匠法において、斜視図のみによる出願や意匠上の非特徴部分を表わす図の省略等、意匠図面の表現の多様化を認める方向で検討が行われています。この改正法が施行されると、出願人は、一定ルールのもと、自らの創作意匠を最も良く表わすことができる図面表現を選択できるようになります。反対に、図面表現の選択を誤ったために的確な意匠権を取れなくなる危険性があります。このように意匠登録を受ける際には図面がきわめて重要ですので、出願をされる際には専門家である弁理士にご相談頂きたいと思います。

弁理士会意匠委員 中川 裕幸

パテント・アトーニー
平成10年1月23日発行　第8号　無断転載禁止
編集／弁理士会広報委員会
発行／弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211（代）
FAX 03-3581-9188
http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc//
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

▲『商標法改正について』のパンフレット

弁理士会からのお知らせ

●「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。（月～金）

●弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット（無料）やビデオ（有料）があります。

●身近に弁理士がいない方には紹介します。

●官公庁、公的機関には講師として弁理士を派遣します。

●商標法改正についての解説パンフレットを作成しました。
1部100円（送料含）

●「知的所有権（著作権）登録」錯覚商法に注意しましょう。

●ホームページをリニューアルしました。

■お問い合わせは下記まで

弁理士会（広報課）	Tel 03-3581-1211
弁理士会大阪分室	Tel 06-775-8200
弁理士会名古屋分室	Tel 052-581-5885

特集 新製品と工業所有権

〔丸いタイヤを四法で守る〕

① 権利の種類

『私が考えたものは優れたものなので第三者がまねをする可能性が高く、特許出願をした方が良いでしょうか』と特許相談にくる方がいらっしゃいます。しかし、相談内容をうかがうと、それが意匠だったり、商標だったりすることがあります。

一般に特許と言うと、特許を取ってその製品を独占的に製造販売する権利を指しているようですが、新規な発明や製品のデザインやネーミングを考えた場合、このような製品を保護する権利には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権があります。これらは、それぞれ特許法、実用新案法、意匠法、商標法という法律に基づいて権利を取得するものです。

例えば、タイヤの外周のトレッド（凹凸溝）について、タイヤがスリップしないような特殊な構造を考えた場合、そのタイヤのトレッドの構造から、従来のものよりスリップしにくい、という技術的効果を有するものであれば、その構造について特許や実用新案を取ることができます。また、これと同時にこのトレッドの形状が、斬新なデザインの場合、意匠登録の対象ともなります。更に需要者に印象づけるため、このタイヤに「○○タイヤ」と名前を付けて販売する場合、この「○○タイヤ」という名前を商標登録して独占販売することもできます。従って、このような新規なタイヤ一つとっても、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の各権利を取得できる場合があります。

② 各権利の対象は何か

特許権や実用新案権は、技術的な効果を生じる構造や構成を対象とした権利で、これらの権利を取ると、その構造や構成の製品を独占的に製造したり、販売したり、使用したりすることができます。この特許権や実用新案権の対象はほぼ同じですが、一般には、特許権の対象となる発明は、実用新案権の対象である考案より創作性の高いものであり、また発明は物の発明や方法の発明を含むのに対し、考案は物品に関するものに限られています。

また、意匠権は新しい形状や模様等をほどこした物品に対して与えられるもので、その物品を独占的に製造したり販売したりできます。さらに、商標権は、指定した商品やサービスについて、その商標を独占的に使用することができます。

なお、特許権や意匠権や商標権は出願すると審査官による審査を経て、登録要件を備えたもののみ権利が付与されます。が、実用新案権は出願すると、原則としてこのような審査をせずに要件方式さえ合っていれば、すべての出願について権利が付与されます。

③ 権利の選択

これらの権利の一つを取得するのか、複数の種類の権利を取得するのか、それらの利害得失を検討して、何れの権利を取得するのがよいかは、専門家である弁理士に相談され、十分考慮されることをお勧めします。

弁理士会　発明等振興委員会
委員長　藤沢　則昭

弁理士の日制定

当会は、弁理士法の前身である「特許代理業者登録規則」が施行された明治32（1899）年7月1日を記念して、毎年7月1日を「弁理士の日」と定めました。当会では弁理士制度及び弁理士の業務を広く一般に対して周知するため毎年、弁理士の日に講演会等の各種行事を行う予定です。また、1999年に弁理士制度は100周年を迎えますので、弁理士の日に記念行事を予定しております。

特許庁からのお知らせ

パソコン出願ソフトについて

特許庁では、パソコンで特許・実用新案のオンライン出願（発送／請求／閲覧も可）ができるシステムを開発いたしました。平成10年4月よりサービスを開始します。

●パソコン出願ソフトの申し込みについて

現在、パソコン出願ソフトの申し込みの受け付けを行っております。パソコン電子出願を希望する方は特許庁長官に対し「電子出願プログラムCD−ROM交付請求書」を提出し、ソフトの交付を受けて下さい。ソフトについては無償交付ですが、送料のみ自己負担（400円十消費税の予定）して頂きます。

特許庁では電子出願を推進しています。出願や閲覧がオンラインでできる特許庁ペーパーレスシステムにあなたも参加しませんか?交付を希望される方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

●ISDN回線について

パソコン出願はISDN回線であるNTTのINSネット64への加入が必要となります。利用の際にはターミナルアダプタ（又はISDNボード）及びDSUが必要となります。詳しくは最寄りのNTT各支店にお聞き下さい。

◆お問い合わせは
特許庁総務部電子計算機業務課電子出願管理班まで
電話03−3581−1101（内線2508）

シリーズ③ 弁理士解体新書

「弁理士の鑑定業務」

侵害訴訟のキーポイント

自分の持っている特許権を侵害する商品が無断で販売されているので、何とかしたいとの相談を受けることがよくあります。ところが、よく調べてみると侵害とされた商品は、その人の販売している商品とは似ているものの、その人の持っている特許権の権利範囲からは外れていることがあります。一方、販売している自社の商品が他人の特許権を侵害しているとして警告状を受け取った人が、慌てて飛んでくることもあります。

いずれの場合にも、他人の特許を侵害しているとされる商品（イ号商品と呼ばれます）が特許権の権利範囲に入るかどうかの鑑定が必要になります。このような鑑定業務は、先行技術を調査したり、判例を調べたり、両技術の差異を深く検討したりするので、権利者や商品販売者にとって会社の命運を左右する程の重大な影響がありますので、慎重な作業となり、弁理士の業務の中でも重要なものの一つであることは意外と知られていません。

鑑定業務はあらゆる範囲に渡った考察が必要で、しかも責任が重いため多くの弁理士は、鑑定業務を終了すると一安心し、どっと疲れを感じるものです。

米国の裁判では、侵害しているとして訴えられた被告が非侵害の鑑定を予め専門家から得ていないと、損害賠償額が3倍にもなる懲罰的な判決を下される場合がある程、この鑑定書は重要な書類となっています。この点は日本においても、特許庁が「これからは日本もプロパテントの時代」と明言し、特許権侵害の損害賠償額が大幅に高騰する状況が必至な環境になりましたので、鑑定業務はますます重要なものになっています。

このような特許権侵害の職業的鑑定業務は、日本では弁理士のみが長年の間行ってきたものであり、商品開発や裁判などにおいて極めて有益な進路決定の道案内となっており、また、特許関係の法律及び技術に精通している弁理士以外に、この業務を確実に遂行できる職業代理人は存在しません。

ところが、このように重要な鑑定業務について、弁理士の業務であることに疑問の余地がないものの、弁理士法には「その他の業務」として漠然と規定されているのみです。明治時代以来の急速な産業社会の進歩、特に戦後の日本経済の著しい発展に伴って弁理士の業務も大きく変化しましたが、現行の弁理士法は大正時代に作られた法律であり、その後も大きな改正がなく、現在の広範な弁理士の業務内容と釣り合わなくなっています。

そこで、弁理士会では鑑定業務以外のものも含めて、弁理士が現在行っている業務と弁理士法に規定されている業務との対応をとるべく、特許庁などの理解と協力を得て弁理士法の改正作業を進めようとしています。これらに関して、皆様の広いご支援をお願い致します。　（次号につづく）

弁理士会　弁理士法改正特別委員会
副委員長　中島　淳

知的所有権 立見席

リサイクルと特許

「二十世紀はリサイクル社会」、「リサイクル文明が繁栄する」など「リサイクル」に焦点を定めた企業活動が活発化している。右肩上がりの成長は望めずわが国の安定した成長には資源の有効利用が欠かせない。同時に経済分析から、なんでも使え、不要になったものは捨た時代から、必要なもの、使えるものは壊れるまで利用する社会になると見込む。

勿論、リサイクルが欠かせないとする背景にはゴミ問題もある。引っ越しついでに不要の物の整理を業者に頼んだら、数十万円から百数十万円もの請求書がきてギョッとなるほど処理は高価につく。産業廃棄物の処理は、さらに高く、処分場や処分地の確保が難しくなる事と考え合わすと大問題となることは間違いないのだ。

使い捨てカメラ、レンズ付きフィルムに対する批判は、こうしたリサイクル社会に逆行すると受け止められる。利便性を最優先にする社会からゴミをなくすリサイクル社会への移行期に特許をすり抜けたり、逆手にとって再利用した方法があみ出されたのは苦肉の策と驚く。「技術を無断で実施した」、「いや修理をしているのだ」と法廷での争いまで進展しているが、リサイクルというキーワードがなかったら、こんな事態となったのだろうか。

この法廷の問題はリサイクルというキーワードで自ら作り出した特許を見直すと新たな利権が生まれる一例だが、社会の変革期には特許の請求範囲をさまざまな角度から検討することが必要という注意を喚起している事にもなる。先端技術は必要な機能を極端に追求するが、生まれた機能は常に新たな角度、違った角度で見直したり、社会生活にどの様にマッチしているのかを確認することが必要条件となっている事を改めて知らされた。

（T.K）